

令和6年4月30日

保護者の皆様

奄美市立金久中学校
校長 当田 進一

学習用タブレット端末等持ち帰りに関する同意書の提出について（お願い）

日頃から学校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、国が推進するGIGAスクール構想に基づき、現在本校でも学習用タブレット端末を活用した授業の実践を進めており、子供たちの学習を支えるツールとして活用されているところです。

また、本校でも、市の方針に従って、令和4年度から学習用タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習での活用を行っており、今年度も端末持ち帰りを継続実施いたします。

子供たちがこれから生活していく中で、ICT機器との関係は切っても切れないものになっていきます。学習用タブレット端末を新たな文房具として授業や家庭学習の中で積極的に活用し、学びを深めていくためのツールにしていくことが大切であると考えます。

つきましては、学習用タブレット端末持ち帰りによる家庭学習等の活用にご理解いただきますとともに、学習用タブレット端末の持ち帰りにご同意いただける場合は、同意書のご提出をお願いいたします。

記

1 持ち帰る物

- (1) 学習用タブレット端末（iPad / キーボード付きカバー付属/タッチペン）
- (2) 充電用ケーブル・電源アダプター ※(2)は必要な場合のみ

2 持ち帰り開始時期

持ち帰りを開始する時期は、各学級・学年から連絡します。

3 インターネットへの接続

- ご家庭にインターネットが利用できるWi-Fi環境がある場合は、タブレット端末をインターネットに接続してご利用ください（今後、接続方法が書かれたプリントを配布します。）。
- 家庭にWi-Fi環境がない場合でも、保護者のスマートフォン等の「テザリング」機能でインターネットに接続することも可能です（接続方法はネット等でお調べいただくか、携帯電話の窓口等でお聞きください。ただし、料金プランによっては料金が高くなる場合もあります。）。
- インターネットに接続しない場合でも、タブレット端末のカメラ機能で撮影し

た教科書等の画像を使うことで、教科書等の持ち帰りを減らすことができます。また、配布された PDF ファイルを使って家庭学習ができる場合があります。

※ 一部のアプリ（ロイロノートや AI ドリル「navima」等）は、インターネットに接続しないと利用できません。

4 端末持ち帰りの確認事項

- (1) 端末は、ご家庭における課題学習や自主学習、学級・学年閉鎖時、感染症等で登校できない場合の健康観察やリモート学習等の学習目的のみに使用します。
- (2) 有害サイトアクセス制限を目的としてフィルタリングを実施しておりますが、端末の使用法や使用時間についてご家庭での確認と管理をお願いします。
- (3) 端末は、第三者への貸出禁止です。家庭内でも原則として、学習者以外は使用できません。
- (4) 基本的に毎日の学校の授業でも使用しますので、端末は毎日学校に持ってきてください。また、転出時や持ち帰り期間終了後は必ず学校に返却してください。
- (5) ご家庭では細心の注意をもって端末等を管理し、破損や紛失した場合はすぐに学校へ連絡してください。
- (6) 端末等の紛失、故意または重大な過失による破損の場合の現状復旧に要する経費は原則として保護者の負担としますが、経年劣化その他児童生徒又は保護者等の責めによらない故障等に係る修繕費用は教育委員会の負担とします。
- (7) 端末等の紛失や盗難があった場合は、警察署に遺失又は盗難被害の届出を行い、遺失・盗難届出証明書の写しを学校に提出していただきます。
- (8) 紛失や盗難が発生した場合、端末の位置情報を確認する場合があります。
- (9) 持ち帰り時のインターネット通信費用や端末の充電に係る費用は、ご家庭の負担となります。
- (10) 端末を学習以外の用途に用いたことにより生じた損害について、学校及び教育委員会は責任を負いかねます。

5 同意書について

タブレット端末の持ち帰りにつきまして、内容をご理解・ご同意いただいた場合は、別紙「端末持ち帰りに関する同意書」に必要事項をご記入の上で、5月10日(金)までに学級担任に提出してください。同意書には、押印もお願いします。

大変お手数ですが、お子様お一人につき、それぞれ同意書の提出をお願いします。

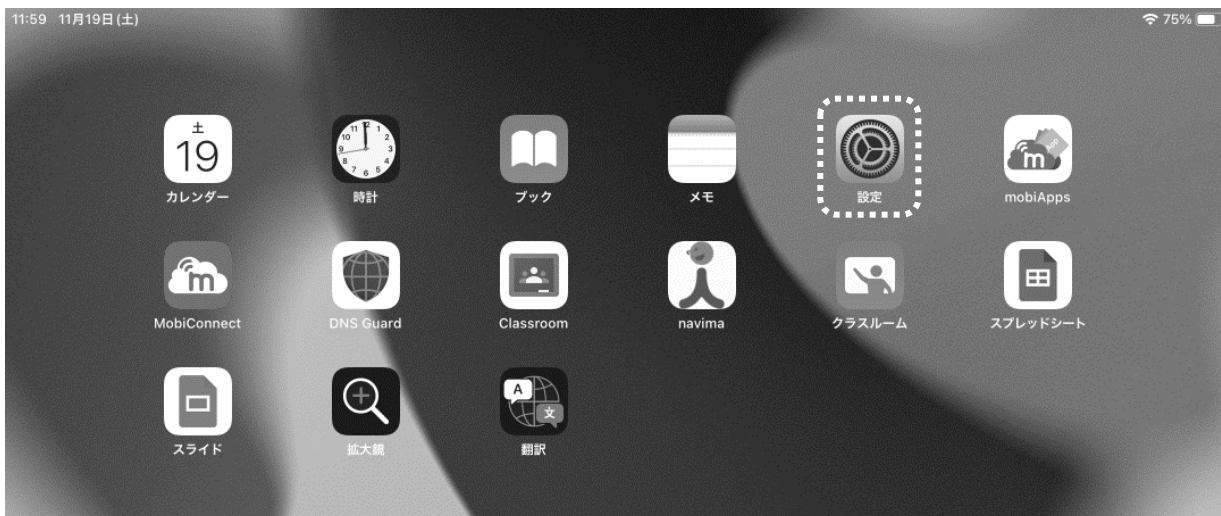
6 その他

- (1) 学校で端末持ち帰り開始後、生徒本人の申し出により、担任等の許可を得て持ち帰ることになります。許可なく持ち帰ることはできません。
- (2) 持ち帰り時にタブレット端末を学習以外の目的に使ったり、端末利用についての学校や家庭のルールが守れなかったりした場合は、端末持ち帰りの許可を出せなくなりますので、十分注意してご活用ください。
- (3) 端末の使用時間が長くなり、学校での授業や学校生活に影響が出ていると考えられる場合にも、その生徒については端末の持ち帰りを停止します。
- (4) 同意書の提出がない場合は、端末持ち帰りはできません。

(別紙3)

学校外（自宅等）のWi-Fiへの接続手順例（ご自宅等にWi-Fi環境がある場合）

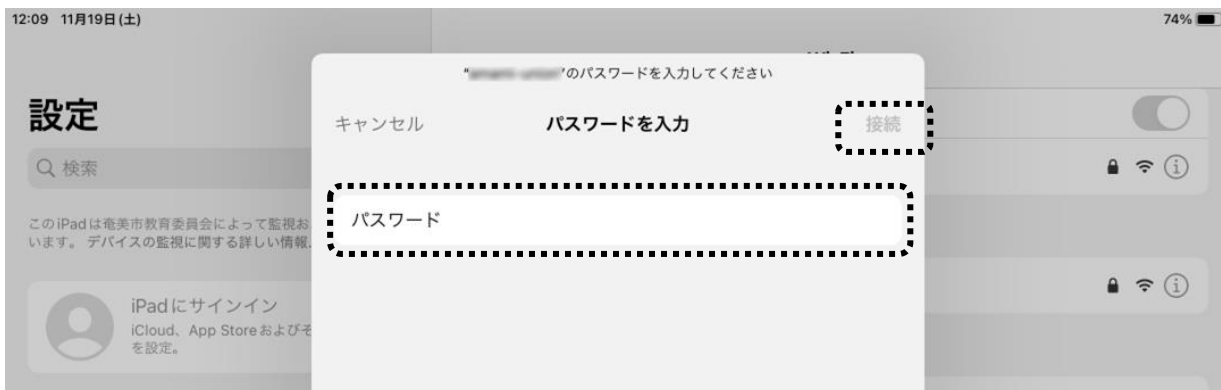
1 タブレット端末（iPad）のホーム画面上にある[設定]をタップします。



2 メニューから[Wi-Fi]をタップし、「ほかのネットワーク」に表示される自宅等のWi-Fiの名称をタップします。



3 自宅等のWi-Fiのパスワードを入力し、[接続]をタップします。



【参考】保護者の皆様のスマートフォンなどを経由してインターネットに接続する「テザリング」という方法でもタブレット端末をインターネットに接続することができます。その場合も通信量やセキュリティ（Wi-Fiのパスワード管理など）はご家庭での管理をお願いいたします。

(別紙4)

奄美市 GIGA ルール

(児童・生徒用)

1 学習のために使用します。

学習者用 iPad はみなさんの学習がより楽しく、深いものになるように、奄美市がみなさんに貸与するものです。たくさん使って、どんどん操作を覚えましょう。みなさんがいつ、どんな学習をしたのか、いつでも振り返ることができるよう、みなさんの学習履歴を保存しています。

2 人を大切にします。

iPad では色々な機能を使って、友だちと意見交換したり、お互いのことについて写真や動画で伝え合ったりすることができます。だからこそ日常生活で友だちと接するときと同じように、相手に配慮して使用しましょう。例えば、写真に人が映り込むときは、相手の許可を得てから撮りましょう。

3 目を大切にします。

目と iPad の画面との間を 30cm 以上離しましょう。

長時間にわたって継続して画面を見ないように、30 分に 1 回は、20 秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休めましょう。

【目の体操】

- ① 両手で目を覆い、光が入らないようにして 10 数えます。
- ② 遠くを見ながら目をまぶたに少し力を入れて 10 回開けたり閉じたりします。

4 パスワードを大事にします。

自分のパスワードは家の鍵と同じです。他の人に見せたり、無くしたりしないように気をつけましょう。パスワードを忘れてしまったり、誰かに知られてしまったりしたら、すぐに先生に知らせましょう。パスワードを変更・リセットすることもできます。

5 物を大事にします。

iPad は精密機械です。当然ですが、乱暴に扱ったり水に濡らしたりすると壊れます。しかし、大事に使えば、皆さんにとって、もっと使いやすい物になります。自分の文房具と同じように愛情をもって使いましょう。